



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年6月1日火曜日 第2171号

◇ 目次 ◇

特別保護地区の指定案の縦覧(2件).....	406
特別保護地区の指定に関する公聴会の開催(2件).....	406
救急病院の協力申出.....	407
土地改良事業の工事の完了.....	407
保安林の皆伐面積の限度の公表.....	407
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	409
都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧.....	409
土地改良事業の工事完了の届出.....	409
落札者等の告示.....	409

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第666号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課及び南予地方局八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成22年6月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定しようとする特別保護地区

- (1) 名称
鹿野川ダム周辺鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域
大洲市肱川町山島坂の鹿野川ダム貯水池の常時満水位線に囲まれた区域のうち、同市肱川町大谷の大谷橋、西予市野村町坂石の船戸橋、黒瀬橋及び宇和川橋より下流の区域
- (3) 存続期間
平成22年11月1日から平成32年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針の案
鹿野川ダム周辺鳥獣保護区のうち、鹿野川ダム貯水池の特に野生鳥獣の良好な生息環境となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する野生鳥獣の成育環境を保全する。また、定期的な巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、野生鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 意見書の提出等

- (1) 意見書の提出
指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護

地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課

愛媛県南予地方局八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班

○愛媛県告示第667号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課及び南予地方局森林林業課愛南森林林業振興班において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成22年6月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定しようとする特別保護地区

- (1) 名称
鹿島鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域
南宇和郡愛南町鹿島の全域
- (3) 存続期間
平成22年11月1日から平成32年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針の案
当該区域は、林相は亜熱帯の樹林地としてこの地方を代表する照葉樹林20余種が繁茂しており、野生鳥獣の良好な生息環境となっていることから、特別保護地区に指定し、静穏な環境の保持を図り野生鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 意見書の提出等

- (1) 意見書の提出
指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。
- (2) 意見書の提出先
愛媛県県民環境部環境局自然保護課
愛媛県南予地方局森林林業課愛南森林林業振興班

○愛媛県告示第668号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成22年6月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 日時 平成22年 7月 2日（金）午前10時
- 2 場所 大洲市肱川町山鳥坂73
大洲市肱川公民館
- 3 案件 次の特別保護地区の指定
 - (1) 名称 鹿野川ダム周辺鳥獣保護区特別保護地区
 - (2) 区域 大洲市肱川町山鳥坂の鹿野川ダム貯水池の常時満水位線に囲まれた区域のうち、同市肱川町大谷の大谷橋、西予市野村町坂石の船戸橋、黒瀬橋及び宇和川橋より下流の区域
 - (3) 存続期間 平成22年11月 1日から
平成32年10月31日まで
- 4 その他 公聴会開催に関する問い合わせ先は、次のとおり。
南予地方局八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班
(電話 0893 - 24 - 4131)

○愛媛県告示第669号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成22年 6月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 日時 平成22年 7月 2日（金）午前10時
- 2 場所 南宇和郡愛南町平城3048番地
愛媛県愛南庁舎 2階会議室
- 3 案件 次の特別保護地区の指定
 - (1) 名称 鹿島鳥獣保護区特別保護地区
 - (2) 区域 南宇和郡愛南町鹿島の全域
 - (3) 存続期間 平成22年11月 1日から
平成32年10月31日まで
- 4 その他 公聴会開催に関する問い合わせ先は、次のとおり。
南予地方局森林林業課愛南森林林業振興班
(電話 0895 - 72 - 0931)

○愛媛県告示第672号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

平成22年 6月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水源かん養保安林	560.99	四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。）、四国中央市新宮町、新居浜市（別子山に限る。）
	土砂流出防備保安林	21.46	
金 生 川 ~ 加 茂 川	水源かん養保安林	381.02	新居浜市（別子山を除く。）、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北奈、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。）に限る。）、四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。）、四国中央市土居町
	土砂流出防備保安林	820.42	
中 山 川	水源かん養保安林	205.55	西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北奈、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。）を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部を除く。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。）
	土砂流出防備保安林	272.68	

○愛媛県告示第670号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成22年 6月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
医療法人弘友会 加戸病院	大洲市若宮548番地	医療法人弘友会	平成25年 5月27日 まで
渡辺病院	松山市高岡町178番地 4	医療法人ミネル ワ会	平成25年 5月31日 まで
医療法人明生会 長谷川病院	四国中央市金生町下分12 49番地 1	医療法人明生会	平成25年 5月31日 まで

○愛媛県告示第671号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成22年 6月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農業用道路整備事業	上林地区	平成19年 3月23日
農業用排水施設整備事業	上林地区	平成19年 3月16日
ため池等整備事業	上林地区	平成18年 1月20日

今 治 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	59.44	今治市（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。）、松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	360.63	
重 信 川	水 源 か ん 養 保 安 林	263.92	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、伊予市（中山町、双海町を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部に限る。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	619.68	
小 田 川	水 源 か ん 養 保 安 林	20.72	喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川（一部を除く。）に限る。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。）、伊予市中山町、双海町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	71.52	
肱 川	水 源 か ん 養 保 安 林	774.36	大洲市、喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。）、西予市宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部を除く。）、野村町（大野ヶ原の一部を除く。）、城川町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	88.83	
八 幡 浜 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	14.52	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	50.76	
宇 和 島 地 区	水 源 か ん 養 保 安 林	624.73	宇和島市（三間町及び野川の一部を除く。）、南宇和郡愛南町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	122.20	
吉 海 宮 窪 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	18.08	今治市吉海町、宮窪町
伯 方 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	19.78	今治市伯方町
弓 削 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）、
上 浦 大 三 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	1.59	松山市（中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。）、
四 万 十 川	水 源 か ん 養 保 安 林	558.71	宇和島市（三間町及び野川の一部に限る。）、北宇和郡鬼北町、松野町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	37.26	
仁 淀 川 上 流	水 源 か ん 養 保 安 林	965.73	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）、西予市野村町（大野ヶ原の一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	39.51	
東 予	干 害 防 備 保 安 林	19.10	四国中央市（上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊城、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。）、新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。）、
中 予	干 害 防 備 保 安 林	4.14	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、
南 予	干 害 防 備 保 安 林	20.02	八幡浜市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町（正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。）、
東 予	保 健 保 安 林	17.94	新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。）、
今 治 地 区	保 健 保 安 林	29.34	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、今治市玉川町、波方町

中 予 保 健 保 安 林	13.84	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、香、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、東温市（上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。）、上浮穴郡久万高原町（東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。）、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）
八 幡 浜 ～ 肱 川	21.12	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇和島～四万十川	3.78	宇和島市（吉田町、三間町、津島町を除く。）、北宇和郡松野町
弓 削 地 区	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第673号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成22年 6 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成22年 6 月 1 日から 6 月14日まで

○愛媛県告示第674号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、四国中央都市計画寒川臨港地区の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

○愛媛県告示第676号

次のとおり落札者を決定した。

平成22年 6 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
交通管制センター、サブセンター等 設備保守業務委託	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成22年 4 月21日	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 四国社 香川県高松市勅使町181番地5	49,350,000円	一般競争入札	平成22年 3 月12日

平成22年 6 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 6 月 1 日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	玉之江地区	平成22年 1 月31日